

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

今号の記事

■ 特集 全体会議

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授 コン・テイリ… 2頁
関西大学政策創造学部教授 西澤希久男 …………… 4頁

■ TOPICS

- ベトナム司法省との交流 …………… 6頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師 牧野絵美
連携企画「アジアのための国際協力in法分野」 …… 7頁
法務省法務総合研究所国際協力部法務教官／検事 松尾宣宏
グローバルビジネスフォーラム …………… 8頁
三菱商事株式会社中部支社 支社長代理(兼)総務部長 村橋俊樹
ロータリー米山奨学金 …………… 9頁
名古屋大学大学院法学研究科修士2年 スーパータル・モロム
名古屋大学大学院法学研究科修士1年 グエン・ホア・トゥアン

- アジア法・法整備支援研究の最前線 …………… 10頁
Yes, We Can, Yes You Can (次はあなたの番) …………… 10頁
名古屋大学法学研究科特任准教授 伊藤弘子
マレーシアにおけるムスリムと非ムスリムとを対象とした
法体系の二元性によるジレンマ …………… 12頁
マラヤ大学法学部上級講師 Mogana Sunthari Subramaniam

- New ウズベキスタン便り …………… 14頁
名古屋大学大学院法学部研究科特任講師 伊藤政也

- 留学便り
Campus ASEAN 留学報告 …………… 16頁
名古屋大学法学部2年 土井紫

- センター長便り …………… 17頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁

- 行事など …………… 18頁

No.38

2017.3.31

ASEAN法の展望



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター
准教授
コン・テイリ

■ はじめに

今年度名古屋大学が開催する「法整備支援の研究」全体会議は、昨年引き続きASEAN共同体形成について重点を置きながら、様々な角度からアジア地域における法改正の動向や法のハーモナイゼーションを検討した。本稿では、会議の第1セッション「ASEAN法の展望」について簡単に紹介し、各報告の内容の一部のみを取り上げ、最後に若干の私見や感想を述べたいと思う。

第1セッションでは、3本の報告が行われた。シンガポール国立大学法学部から参加したウォルター・ウーン教授、名古屋大学大学院国際開発研究科の山形英郎教授、タイのチュラロンコーン大学ASEAN研究センターのスティパン・チラティバット名誉教授兼センター長が報告者として登壇された。報告の内容は、主に3つの観点から、現在進められているASEAN地域統合のステータスについて評価し、その特殊性を分析することであった。まず、ウーン教授はASEAN加

盟国における「地域的な枠組みを含む国際法による紛争解決」というプロセスについてどのように受け入れたのかについて報告した。次に山形教授は、国際組織についての共通法（common law of international organizations）の視点から国際組織としてのASEANの国際法人格について検討した。最後に、スティパン教授は各々の指標を用いながらASEAN経済共同体の形成について評価し、経済学的な視点からこれまでのASEAN地域統合の試みを整理し、今後の課題と可能性について報告した。以下は、それぞれの報告についてより詳細に紹介する。

■ 第1セッション各報告概要

ウーン教授は、歴史からの教訓を注視する立場から、ASEAN加盟国間における過去の紛争解決経験を素材に、紛争の法的な解決が一つの選択肢として同地域にどのように受け入れたのかを検討した。植民地からの独立、独立後の隣国同士の争い、冷戦時代のベトナム戦争やインドネシア諸国の共産主義の勝利への対応などを背景に、ASEAN加盟国における主権に関する考え方やEU型の「共有された主権」への対抗を検討しながら、ASEAN地域統合の特殊性を指摘した。さらに、近年の国家主権に関わる重大な紛争が紹介され、ASEANの紛争解決枠組みにおいて解決が試みられたものと、国際司法裁判所や世界貿易機構などに持ち込まれた事件が事例として取り上げられ、紛争の法的な解決に対する受け方に未だ多くの試練が残ると指摘された。最後に、一部の加盟国と中国との間に起きている南シナ海の問題に言及し、法的な解決の限界を強調したものの、ペドラ・ブランカ島（シンガポール対マレーシア）やシパダン島・リギタン島（インドネシア対マレーシア）及びプレアヴィヒア寺院（カンボジア対タイ）などの事件を巡る主権紛争の国際司法裁判所による解決を鑑みて、ASEAN域内においても法による紛争解決の選択を期待することが可能であると述べた。

山形英郎教授は、国際法人格という切り口から国際組織として再発足されたASEANの法的なステータスを論じた。1967年バンコク宣言から2007年ASEAN憲章への変換に伴い、



第1セッションにて

ASEANの政府間組織としての性質が法的に確定されたが、それは必ずしも国際組織としての法的な人格が完成されたわけではない。山形教授の報告には、「国際組織性」、「意思決定力」及び「客観的な人格」という3つの方法からこの問題を検討し、2007年以降の発展について国際組織法の観点から問題整理を行った。

■ 総括

本セッション最後の報告者は、スティパン教授であった。経済学者の立場からASEAN経済共同体の現状と課題を検討した。ASEAN諸国、とりわけカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（通称CLMV諸国）の成長率や経済状況の分析を数字や統計により説明した上、ASEAN経済共同体の設立を導いたASEAN経済共同体ブループリント（ASEAN Economic Community Blueprint）への実施状況を整理し、2016年から開始したASEAN経済共同体の実態を分析し、2025年の新しい青写真の実施に向けて今後の幾つか重要な課題を紹介した。

これらの報告を通じて、本会議の研究対象である「ASEAN法」についての議論に触れるようになったと思われる。特に、「ASEAN法」研究を進めるために単にASEAN憲章などの地域統合に関連する条約の条文分析のみならず、多方面から「ASEAN法」の発展に導く法・経済などについての事件・状況分析や制度的な取組みも研究対象に取入れ、地域的な文脈を考えた上で現状と課題を論じることは不可欠である。地域統合のあり方は様々であり、全て地域特有の文脈に結びついたことから、地域が直面している諸問題を理解しなければならないことはいままでのASEAN地域を研究対象とする際に何よりも資料の不完全性を懸念する必要があり、それを克服するためには研究者間の交流のみならず各国や関係機関で勤務している又は勤務したことのある専門家との意見交換や聞き取り調査も不可欠であると本会議への参加によって再び確認できたと思う。



パネルディスカッションの様子

〈プログラム〉

- 10:00-10:10 **開会挨拶・趣旨説明**
小畑郁(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)
- 10:15-12:15
第1セッション:ASEAN法の展望
司会:コン・テイリ(名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授)
- 10:15-10:35 「ASEANにおける紛争解決制度の発展」
Walter Woon(シンガポール国立大学教授)
- 10:35-10:55 「国際組織法からみたASEANの発展」
山形 英郎(名古屋大学大学院国際開発研究科教授)
- 10:55-11:15 「ASEAN経済共同体
— 現在の変動と今後の課題」
Suthipand Chirathivat
(チュラロンコン大学ASEANセンター長)
- 11:15-12:15 **質疑応答・全体討論**

ASEAN地域共通概念の模索及び ASEAN地域各国法の動向



関西大学政策創造学部
教授

西澤 希久男

■ 全体会議の目的

2016年度名古屋大学「法整備支援の研究」の全体会議として、「ASEANと地域内法協力への展望」と題する会議が2016年12月18日に名古屋大学・アジア法交流館で開催された。

本会議は、「ASEAN憲章」に具体化されたASEANの国際組織の性格上の発展、特に法化の動向を明らかにするとともに、ASEANの共通項への探求の動きとASEANを意識した各国法の動向について端的な分析を行い、議論を行うことを目的としている。そして、各目的に対応した形で、「ASEAN法の展望」（第1セッション）、「ASEAN地域共通理念の模索」（第2セッション）、「ASEAN地域各国法の動向」（第3セッション）という3部構成で実施された。第1セッションについては別稿に譲り、本稿では第2セッション及び第3セッションの内容について紹介したいと思う。

■ 第2セッションの内容

第2セッションの「アセアン地域共通理念の模索」では、小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）による「ASEAN諸国における普遍的な人権概念の胎動」と高村ゆかり（名古屋大学大学院環境学研究科教授）による「東南アジア環境協力の進展とASEAN」の2報告がなされた。

小畑報告では、ASEAN及びASEAN加盟国の人権に関する取組の両面から分析することにより、ASEANにおける人権に纏わる議論の推移とその現状について検討している。

ASEANにおける人権に関する議論の分析の中で、まず1993年の「バンコク宣言」に着目し、同宣言が生来権として人権を規定しておらず、かつ、地域及

び国内の特性を強調したものとなっており、同年の「ウィーン宣言及び行動計画」に定められているものと大きく異なることを指摘する。しかしながら、2012年に定められた「ASEAN人権宣言」においては、人権と義務のバランスや国家の自由裁量が存在しながらも、現在のASEANにおける人権概念に対する理解は、国際的な概念の一形態と考えることができるものであり、人権規定の共通化が進展していると指摘する。

高村報告は、ASEAN域内における環境協力についてまず歴史的に概観することを通じて、ASEANにおける環境協力の特徴として、第一に、環境協力は着実に進展しているが、殆どが法的拘束力の無い形式での協力に終始しているとする。例外として、1997年から1998年にわたってASEAN地域に被害をもたらした煙霧汚染に関する対応は”ASEAN Agreement on Transboundary Haze Pollution (Haze Agreement) として法的拘束力を持つに至ったが、執行力の面で有する問題を指摘する。第二に、ASEANにおける環境協力は、地域共通のルールを策定するよりはむしろ、よりよい適用に焦点を当てており、EUとの違いがあると指摘する。



第2セッションパネルディスカッション

■ 第3セッションの内容

第3セッションの「ASEAN地域各国法の動向」では、伊藤弘子（名古屋大学大学院法学研究科特任准教授）による「アジアにおける家族法の多元性-統一法の可能性-」と市橋克哉（名古屋大学理事・副総長）による「行政法の法典化とASEAN」の2報告がなされた。

伊藤報告は、ASEAN加盟各国の法が有する類似点

と相違点を概観した後、家族法分野においては、宗教法や慣習法の影響が強く、現時点においては、国際私法による準拠法指定が必須であり、準拠法所属国における現行法の正確な把握が必要であるとする。その関連として、現在報告者が代表を務める「外国（身分関係）法制研究会」の取組を紹介する。

加盟国の多くは家族関係につき世俗法と宗教法が併存する不統一法域である現状から、将来的にASEAN域内における「統一家族法」については困難であると指摘する一方、子の最善の利益の観点からすれば、ASEANにおいて「共通解決法」がないか常に議論する必要があることを強調する。

市橋報告は、市場経済移行国における近時の傾向として存在する行政法の法典化について、ウズベキスタン、中国、モンゴル、ベトナムの経験から、新たな法概念を導入し、パラダイムシフトが起きながらも、旧来のパラダイムが存続していることを指摘する。また、法の発展においては、実務、理論、制度の三項構造が必要となるが、そのような構造が脆弱である場合には、その前段階において象徴的な制度がもたらす一般原則、一般法概念の事前の蓄積が必要であるとする。法の発展においては、依然として三項構造が存在しないASEANにおいても同様であるとし、それゆえASEAN憲章が象徴的制度の役割を果たし、それがもたらす一般原則、一般法概念の蓄積の過程において、伝統的かつ道具的な法からコミュニケ-ティブで、インタラクティブな法へのパラダイムシフトが生じる可能性を示唆する。



第3セッションパネルディスカッション（筆者向かって一番左）

■ 普遍性と多様性の検討

質疑応答は、各セッションの終了後に行われ、活発な議論が行われた。今回の会議で取り扱われたのが人権、家族、制度に関する報告であるため、参加者からも、普遍と多様性といった観点からの質問が多かったと思われる。ASEANが存在する東南アジアの特徴としては、多様性が強調されてきている。また、報告テーマが西欧とは異なることがしばしば指摘される分野が取り扱われており、まさに普遍性と多様性の問題を再確認する良い機会となったと言える。



全体会議の様子

〈プログラム〉

14:00-15:20

第2セッション:ASEAN地域共通理念の模索

司会:國分典子(名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長)

14:00-14:20 「ASEAN諸国における普遍的な人権観念の胎動」
小畑郁(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

14:20-14:40 「東南アジア環境協力の進展とASEAN」
高村ゆかり(名古屋大学大学院環境学研究科教授)

14:40-15:20 質疑応答・全体討論

15:40-17:00

第3セッション:ASEAN地域各国法の動向

司会:西澤希久男(関西大学政策創造学部教授)

15:40-16:00 「アジアにおける家族法の多元性
— 統一法の可能性 —」
伊藤弘子(名古屋大学大学院法学研究科特任准教授)

16:00-16:20 「行政法の法典化とASEAN」
市橋克哉(名古屋大学理事・副総長)

16:20-17:00 質疑応答・全体討論

17:00-17:10 閉会挨拶

國分典子
(名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長)

ベトナム司法省との交流 — 修了生ロン氏の司法大臣就任と交流の発展 —

名古屋大学
法政国際教育協力研究センター 特任講師
牧野 絵美

■ ベトナムとの学術交流・人材育成

名古屋大学は、1990年代後半より、ベトナムの成長の可能性を確信し、ベトナム国家と法研究所、ハノイ法科大学およびホーチミン市法科大学等との学術交流協定を締結し、研究者交流を中心とした交流を実施してきた。ベトナムは、日本政府が最初に法整備支援を開始した国でもあり、司法省をはじめとする政府の中枢で活躍する若手行政官、大学教員等を大学院法学研究科に受け入れ、将来のベトナムの法整備に貢献する人材育成にも力を入れてきた。2007年以降、ベトナムと日本との架け橋となる若い世代の法律家を育成するために、ハノイ法科大学およびホーチミン市法科大学に「日本法教育研究センター」を設置した。

司法省および司法省傘下のハノイ法科大学との学術交流をさらに発展させるため、2013年に同省と本学は連携覚書を締結した。同省で活躍する本学修了生は15名を超えており、2016年4月には、法学研究科修了生のレ・ティン・ロン氏が司法大臣に就任された。

■ ベトナム司法省研修員受入

ベトナム司法省との連携覚書にもとづき、同省より職員の能力向上のための研修の依頼を受け、2016年11月21日から12月1日の日程で、11名の研修員を受け入れた。来日した研修員は、若手・中堅官僚であり、「弁護士の管理、仲裁、競売、司法援助、公証、承認」の6分野をテーマに、研修を実施した。本学教員による、法曹養成制度、刑事訴訟法、民事訴訟法の講義のほか、裁判所、刑務所に訪問し、日本の司法制度について学んだ。また、法テラス愛知、愛知県弁護士会のご協力による司法援助制度講義、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のご協力による弁護士の行政活動へ

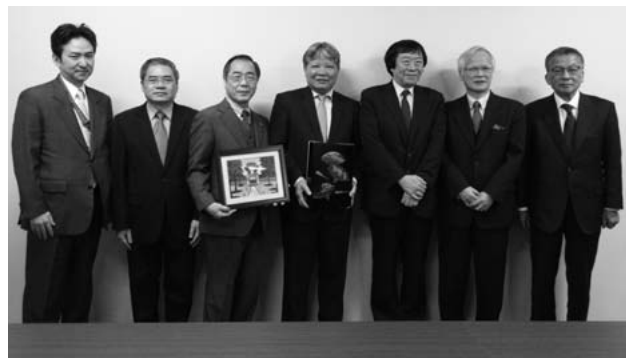
の関与、ADR・仲裁制度講義、日本弁護士連合会のご協力による日弁連と地方弁護士会の関係に関する講義、愛知県紛争解決センターのご協力によるあっせん・仲裁に関する講義に参加した。さらに、法務省に訪問し、人権擁護局の活動について学ぶなど、多岐にわたるテーマで研修が行われた。

■ ハー・フン・クオン前ベトナム司法大臣来訪

ハー・フン・クオン前ベトナム司法大臣およびディン・チュン・トゥン前ベトナム司法省次官が、2017年1月21日、法政国際教育協力研究センター（CALE）をご訪問された。

今回のベトナム司法省代表団のご来訪は、法務省の招聘によるものであり、1月20日に開催された法整備支援連絡会「法整備支援の回顧と展望～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～」にて、クオン前大臣は、ベトナムにおけるこれまでの日本の法整備支援についてご講演された。

本学ご訪問時には、松尾総長と懇談し、クオン前大臣は、司法省および同省傘下のハノイ法科大学と本学との長年の交流に対して謝意を表され、松尾総長も、ベトナムは大きく発展している国であり、日本もベトナムとともに学び、世界に挑んでいきたいと話された。また、本学に茶室「白蓮庵」ご寄贈者である株式会社東海メディカルプロダクツの筒井宣政会長、陽子副会長のご協力により、茶道も体験され、有意義な時間を過ごすことができた。



クオン前大臣（中央）、松尾総長等による記念撮影

連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2016」 －法整備支援の真の広報に向けて－



法務省法務総合研究所
国際協力部
法務教官/検事
松尾 宣宏

本連携企画は、法務省法務総合研究所がCALE、慶應義塾大学大学院法務研究科及び（公財）国際民商事法センター等との共催で、法整備支援に携わる次世代の人材育成を目指し、学部生、法科大学院生及び若手法曹らの社会人等を対象に実施しているシンポジウムです。本連携企画は、2009年に法務総合研究所が関係各機関と共催の上実施したシンポジウムに源流を發し、2010年からCALEのサマースクールとの連携が始まり、2012年から、導入編のシンポジウム、サマースクール、学生らの発表が中心となるシンポジウムという現在の3部構成となりました。

法務省における法整備支援の実施機関である本部としては、法務省がこの分野でどのような活動をしているか広報することは、国民の理解を得るための必須の活動であり、法整備支援の新たな担い手を発掘・育成することもそのような広報の一環であると強く意識しています。そこで、再び本部が担当することとなった導入編のシンポジウムについては、名称を「法整備支援へのいざない」に改め、若い人を法整備支援の世界に導くに相応しい内容を揃えて、2016年6月18日に当部国際会議場で実施しました。「次世代の担い手を育成する」という観点から、企画内容は、単に法整備支援の活動紹介をして終わるのではなく、「来場者が法整備支援を自身のキャリアパスとして具体的に考えられるような機会を提供する」という点を柱にし、基調講演には、法整備支援に造詣の深い、お馴染みの慶應義塾大学の松尾弘教授に加え、国際案件を多く扱っている、大江橋法律事務所の国谷史朗弁護士にお越しいただき、弁護士がアジアに活躍の場を広げる

分野としての法整備支援という観点からお話しいただきました。その後のパネルディスカッションも、キャリアパスをテーマとし、来場者からも積極的な発言がなされました。

「法整備支援へのいざない」では、145名もの方にお越しいただきましたが、これは「法整備支援に従来関心を持っていなかった」層に対し、積極的に広報を展開したことが大きな要因と考えられます（当部職員が諸機関に直接来場の勧誘・依頼に出向きました）。従前のこの種の企画は、批判を恐れずに言うと、「既に関心のある層に対して法整備支援の活動紹介をする」という、内向きのものであることが多かったように感じられます。しかし、法整備支援の対象分野も広がり内容も複雑化する現況下、従来の限られた層だけで情報共有していたのでは、この分野の人材を幅広く得ることはできません。今年度は、「より多くの来場者を」という考えについて、連携企画で、サマースクール（8月）担当のCALE及び法整備支援シンポジウム（12月）担当の慶應義塾大学の皆様にも御理解いただき、積極的な広報を試みていただいたところですが、今後とも、CALEほか関係機関の皆様とともに、法整備支援等の担い手を増やすべく、一人でも多くの人に本連携企画に参加してもらえよう尽力致します。



「法整備支援へのいざない」会場の様子

大学とビジネスの架け橋 ～グローバル・ビジネス・フォーラム～



三菱商事株式会社中部
支社 支社長代理(兼)
総務部長
村橋 俊樹

■ はじめに

昨年11月、名大アジア法交流館で、「グローバル・ビジネス・フォーラム」が開催されました。「①企業人の講演、②パネルディスカッション、③懇親会」で構成、企業からは、デンソー、JR東海、トヨタ、三菱商事、三菱東京UFJ銀行の5社が参加しました。本フォーラムは、弊社発案に名古屋大学院法学研究科の御賛同を賜り、同研究科の御尽力により開催することができました。

■ 背景・概要

私は、1985年名大法卒、三菱商事入社、長年、法務・コンプライアンスを中心に、契約締結、紛争解決等に従事、近年は、職能統括（人事総務、経理審査、法務コンプライアンス、広報、内部統制等）に従事しています。東京16年、海外15年、昨年4月から名古屋で業務を行っています。

私の就職活動のときは、インターネットも携帯もなく、会社にはがきを送付、面接を繰り返しました。名大の先輩に会う機会も少なく、特に東京本社の会社は先輩に御話を伺う機会は非常に少なかったです。

しかし、入社後、東京の大学を卒業した人は、就職活動で多くの先輩からビジネス情報を聞くことができたこと、活動前から先輩が後輩に仕事につき話する機会が多いという事実を知りました。東京では、学生が早い段階から「社会で何をすべきか？」を意識すると知りました。これは、私の娘が東京の大学を卒業し就職したとき、一層強く印象付けられることとなりました。

同経験を踏まえ、名古屋で実施したいと思ったのは、後輩の皆さんに、現場ビジネスを伝えることでした。

そこで、本フォーラムで、仕事の醍醐味、苦労話、困難を如何に克服したか等、説明頂きました（弊社は小生説明）。又、大学時代に何を学ぶべきか？グローバル・ビジネスの為の資質は？等討論し、懇親会では、学生からは多くの質問が投げかけられました。

■ アンケート結果

アンケートは、高評価の結果となりました。

「海外ビジネスに必要な力（価値観、行動力等）が理解できたと共に、これを養う為に大学時代に何をすべきか？を考えることができた」「チャレンジし続けること、失敗しても更にチャレンジし続けること。これを学生時代から重ね、強いメンタルを培っていきたいと思った」「企業のみでなく企業人を“ヒトのレベル”で知ることができ大変有意義だった」「グローバルに働くには語学だけでなく多様性の理解、価値観の共有等の“人間性”が大切という点が大変参考になった」「名古屋の学生は地元志向といわれるが、名大の先輩方が世界で活躍されている話を伺い、ギャップを感じ、強く印象に残った」「“人間性が重要”で、大学時代に“人間性”を高める為の経験をすべきと痛感した」「先輩に続き世界に貢献していきたく強く感じた」等がありました。

■ 最後に

大学でのプログラムされた勉学に励むことは重要であることは、疑問の余地はありません。一方、大学の勉学に集中しているのみで、社会に出たときに、備えるべき力が得られるというわけでもありません。では、いかなる力を向上させるべきか？今後、社会で求められる力は何なのか？を、大学の初期段階で認識し、能力向上を図っていくことが益々重要となっていることを、大学生の方々も日々感じていると、強く再認識しました。

今後、微力ではありますが、名大、名大生の皆さんの為に尽力したいと考えています。重ねて、御尽力頂きました名古屋大学院法学研究科の方々に深く感謝致します。

ロータリー米山とは私たちの日本での家族…

名古屋大学大学院
法学研究科修士2年

スフバートル・モロム

名古屋大学大学院
法学研究科修士1年

ゲン・ホア・トゥアン

■ ロータリー米山とは

ロータリー米山記念奨学会（「ロータリー米山」という。）は、勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し、日本全国のロータリアン（ロータリークラブ会員）の寄付金を財源として、奨学金を支給し支援する民間の奨学団体である。ロータリー米山は奨学金による経済的な支援のみならず、世話クラブ（一つのロータリークラブが一人の奨学生のサポートをする）とカウンセラー制度（世話クラブのロータリアンの中から一人は奨学生のアドバイザー）による心の通った支援が特徴である。

■ ロータリー米山の活動を通じて得たもの スフバートル モロム

2015年6月にモンゴル国立大学法学部に属する名古屋大学日本法教育研究センターを卒業した。その後、2015年10月から名古屋大学法学研究科の修士課程に入学し、同時にロータリー米山記念奨学生にもなった。ロータリー米山の世話クラブやカウンセラー制度を通じて、ロータリー米山という大きな家族の一員となった。そのお陰で、まず、複数国の学生と友達になり、異文化に触れることができ、国際理解を深めることができた。次に、研修旅行で京都や大阪などへ行き、日本の歴史や文化なども学ぶことができた。また、私のカウンセラーの家族は私の日本の家族となり、日本でも家族を作ることができた。ロータリアンとの交流を通じて、日本人と接し、日本人のコミュニケーション能力などについて日々勉強している。特に、色々な考え方や経験を持つ人々と意見交換をすることで、人生の勉強ができていると考える。これらは他の奨学金制度にはないロータリー米山の素晴らしさだと思う。私のカウンセラーとロータリアンを始め、応援して下さるロータリー米山の皆さんがいるから、私はこれからも頑張っ、日本とモンゴルの架け橋になりたいと

思う。ロータリー米山は、私にとっては感謝しきれない宝物である。

ゲン・ホア・トゥアン

2016年9月にホーチミン法科大学に属する名古屋大学日本法教育研究センターを卒業した。その後、2016年10月から名古屋大学法学研究科の修士課程に入学し、留学している。海外留学するのは楽しみとともに心配でもあった。その為、日本に来る前に、ロータリー米山に関する情報を調べた。ロータリー米山の活動及び社会的な貢献に関する情報を読んでとても良い印象を受けた。外国人留学生にとっては日本での留學費が非常に問題となる。ロータリー米山から奨学金を受けることにより、学費及び生活費などの負担が減少する。私は、奨学生としてロータリー米山から頂けるものは奨学金だけではなく精神的な支援である。なぜなら、ロータリー米山の活動に参加することにより国際交流ができ、様々な国の留学生及びロータリアンと会ったり、話したりすることが出来る。私たちは国籍や宗教などに関わらず一つの家族となっている。私もその家族の一員として、困ったり、心配したりすることがあればロータリー米山の皆さんに相談し、アドバイスを頂いて、問題を解決することができる。これからもロータリーと一緒にたくさんのいい思い出を作りたいと思う。



写真左から奨学生のモロムと奨学生のトゥアン

Yes, We Can, Yes You Can (次はあなたの番)



名古屋大学
法学研究科
特任准教授

伊藤 弘子

■誰も理解してくれない

「今度は君の番だ。僕は何十年もあちこちで法多元性に関する研究発表をしてきたのに、誰も僕の論文を理解してくれなかった。誰も聴いてくれなかった。これからは君が同じ想いをする番だね」とSOAS(ロンドン大学東洋アフリカ研究学院)のヴェルナー・メンスキー先生がおっしゃった。メンスキー先生は、故千葉正士先生の影響を強く受けつつインド法と法多元性の研究に多くの業績をあげてこられた方である。メールでの一方的な照会に応え多忙にも関わらず快く時間を割いて下さり、SOASでお目にかかった。日本人でインドの家族法を研究している者がいるとは知らなかったと面白がられ、それからロンドンを訪ねるたびに南インド料理店に連れて行っていただいたり、ご自宅に招いていただいたりするようになった。

私はその後、本学法学研究科のリーディング大学院付教員として着任し、2013年には特別セミナーのためメンスキー先生を招聘し、ゆっくりお話する機会に恵まれた。その折に、冗談めかして「次は君の番」と言われたが、それから数年経った今になって、じわじわとメンスキー先生がおっしゃった意味を考えるようになった。

■インドとの関わり

「専門は何ですか」と人に問われるたびに返事に困る。インド法、家族法、国際私法、あるいはアジア法。いずれと答えても中途半端なような気がするし、なぜインド?と返されても、「インド料理が好きだから?」と冗談めかして答えるのでもない限り、ひどく説明が長くわかりにくいものになってしまうからである。

私は私学出身で、もともと研究職を志望していたわけではなかった。高校生時に交換留学で1年弱をアメリカで過ごし帰国したが、本格的な受験勉強もしていないまま大学生生活を始めた。日本の高校に復学しなかったのも、いわゆる現役の年齢で大学に進学したが、大学入学以前の段階からの学力不足を感じ、このまま社会に出てしまって良いのかと迷っていたところ、故山田鎌一先生(国際私法・本学名誉教授)から大学院に誘われた。学部の勉強と研究の違いに戸惑い、場違いなところに来てしまったとは思ったが、続けてこられたのは山田先生のお人柄と、全ての国とその法は平等だという国際私法の世界観に強い魅力を感じたからだろう。博士後期課程に入ってから研究テーマを変更することになり迷っていた時期に、山田先生から南アジアの家族法に関する本を手渡された。南アジアの家族法分野には旧宗主国であるイングランド法型の世俗法と数々の宗教法が並存しているという内容だったが、山田先生は、「面白いのだろうが、僕には宗教法というのはよく分からない」とおっしゃった。私も非常に複雑な内容だと感じたが、宗教法が現代においてどのように生きているのか見てみたいと思い、この研究をはじめた。南アジア人の友人達を通じて料理や文化一般への関心も高まり、ホームステイをしたりするうちに彼らの家族観や社会における宗教の位置づけにも触れていった。

アメリカに滞在していた頃は反日感情の厳しい時期だったので、否応なしに日本人、あるいは非白人としてのアイデンティティについて考えさせられた。これに対して、インド法研究を進めていくと日本との共通点を見いだして「アジア」とは何かと考えたり、植民地支配によっても異質な外国の法制度に置換しきれない法分野もあるのだと納得するようになった。

大陸法系の諸国の国際私法では、渉外的家族関係につき当事者の本国法が準拠法として指定される場合が多い。近年、グローバル化によって日本人の国際結婚の相手方や入国・在留する外国人の出身国および在留のあり方が多様になっているため、国際結

婚をしている日本人についてだけでなく、在留外国人一家の家族関係が日本で問題となる場面が増えた。実務家等から「インドは共同監護制ですか。根拠条文のコピーを下さい」などといった依頼を受けることもあるが、その度に困惑する。誰も自分に最も馴染みがある自国の法制度を基準に考えがちだが、インドは英米法系の不統一な国で、家族関係の法律は家族法や民法などに法典化されていない。したがって、基本的には該当する分野の専門書や論文を、宗教法に関する文献も含めて読み、成文法や判例を確認しながら情報をまとめていくことになる。当事者達には当然であるから敢えて行間に書かれていない法前提を考慮しながら参考資料を読み込まねばならないし、入手できた成文法が探している法そのものなのか、改廃がなされていないかの確認も容易ではない。日本の民法典から条文を探す時のように最新版の六法全書から法典の見出しを見つけて該当条文をコピーするというわけにはいかないのだが、依頼している側には、資料提供にどのような労力と時間が必要なのか理解が及ばないのだろう。

山田先生の本をきっかけとしてインドの家族法における一般法と固有法の適用範囲の決定を研究テーマにしたが、それは現在のインドにおける宗教法のありかたを明らかにしていくという試みでもあった。当時の私にはあまりにも大きなテーマで、ある先生には「当時は、よくもまあ、泥沼のような出口のない難しいテーマを選んだものだったよ」と言われるし、今でも「わかった」とは言えない。インドの状況も時代と共に少しずつだが確実に変わっているし、インドのルールが抽出できたとしても他国についてそのルールを同様にあてはめることが難しいと思うからである。

■アジア法の面白さ

インドを研究対象に選んでから、本格的にグローバル化が進展し、インド社会も大きく変わってきた。通い始めた頃は電話屋で日本に連絡していたが、今では皆、携帯電話でUberを使っている。タブー視されてきた離婚をした知人もちらほらいるし、核家族

化が進んできた。しかし、映画や知人の言動に昔ながらの倫理観や宗教の影響を感じるたびに、そして宗教が政治的に利用され「近代化」が進まないジレンマを判決やメディアからみとるたびに、家族法の分野というものがその土地の社会のあり方に立脚し、立法者がコントロールしきれない生物（ナマモノ？）であると実感する。各人の家族が代々引き継いできた慣習法や習俗が重層的に絡み合って家族観や社会体制の基礎を作り、反面で、人の交流が国境にとらわれず行われ、宗教法が別の地域に持ち込まれてその地の土着法と混在して成長していく様が、非常にダイナミックで魅力的だとも感じる。メンスキー先生をはじめとするアジア法の専門家との交流を通じて、あらためて千葉先生の業績の根底にある意識に少し近づけたように思う。この分野には、地域研究や開発学の専門家とも連携してお互いに研究を深めていける面白さがあると思うのだが、「なぜインド法?」、「なぜ宗教法?」という反応に接する度に、メンスキー先生の言葉を思い出す。

本学で担当している「比較法」および「アジア法」の授業では、日本を含む東アジアと南アジアの家族法を中心に採り上げているが、各国の、そしてアジアの中での法多元性やダイナミズムをどのように伝えるかに毎年苦心する。しかし、留学生達に母国の法制度につき説明してもらおうと、例えばイスラーム法がどのようなルートで広まり土着の法制度と影響を与えあってきたかというような事柄が、まるで教室の中に地図を広げているかのように感じられることがある。教室の中で、お互いの国の状況の異同を発見して楽しそうに話している顔を見るのは教師として嬉しいし、「次は君たちが、母国の法制度を、理想的な家族像をつくっていく番なんだよ」と心の中でエールを送っている。日本人学生や法整備支援に熱意をもつ皆さんとも、今後もアジアの一員としての意識をもって共にアジア法に関わっていきたいと思う。

マレーシアにおけるムスリムと非ムスリムとを 対象とした法体系の二元性によるジレンマ



マラヤ大学
法学部上級講師

Mogana Sunthari
Subramaniam

マレーシアは、東南アジアに位置し、マレー半島と、〔ボルネオ島北部の〕サバおよびサラワクから成る国である。マレーシアは連邦国家であり、13の州と3つの連邦直轄領から構成される。多人種、多宗教、多文化、多言語の国家であって、そこでは、さまざまな民族的背景をもつ人びとが、自らの選択した宗教を信仰しつつ、協調的に生活している。国家の最高法規である連邦憲法は、その第3条で「イスラームは連邦の宗教である。ただし、その他の宗教は連邦において平和と調和のうちに実践されうる」と規定し、第11条では「何人も自らの宗教を信仰し、行う権利を有」すると規定している。マレー系の人びとにとってはイスラームを信仰することは必須であり、シャリーアとして知られるイスラーム法はムスリムが他の宗教に改宗することを許さない。それ以外の民族すなわち中国系、インド系、先住民系その他の少数民族には、自らが選択した宗教を信仰することや、彼らが望んだときにはイスラームに改宗することが許されている。新生児は、その両親が同一の宗教を信仰しているときはその宗教で、両親が異なる信仰に帰依しているときはどちらか一方の親の宗教で出生登録され、18歳に達するまではその宗教に属したままである。もっとも、ムスリムの家庭に生まれた子については、その子は生涯ムスリムである。

したがって、マレーシア市民は、2つの大きな宗教グループに分けられる。一方はムスリムであり（61%）、他方はキリスト教徒、仏教徒、ヒンドゥー教徒、中国の伝統的な宗教等といった非ムスリムである。これら2つのグループを支配する法は異なっており、2つの別個の法体系によって裁判される。ムスリムは、クラー

ン（コーラン）とスンナ〔預言者ムハンマドの言行〕が主要な法源であるシャリーアによって規律される。それに対して、非ムスリムは、英連邦から継承した世俗法によって支配され、したがって英国流のコモン・ローや、慣習法、そして制定法を法源とする。非ムスリムは、1976年以前には、各々のパーソナル・ローによって、つまりインド系はヒンドゥー法によって、中国系は中国的な慣習法によって規律されていた。パーソナル・ローは、1976年に、婚姻・離婚法（the Law Reform (Marriage and Divorce) Act: LRA）という単一の制定法に統一され、同法は全ての非ムスリムに対してその人種や宗教に関わりなく適用される。現在では、宗教は州の管轄事項であって、13の州全てと連邦直轄領がそれぞれの領域に居住するムスリムを支配する独自の法律を制定することができる、と指摘するのが妥当である。そのようにして、マレーシアでは、ムスリムに関する事柄を規律する13の異なる州法が存在するのであって、州を単位とするシャリーアの法規や実践を統一しようすることは現在に至るまで試みられていない。

マレーシアは、適用される法律の違いにより、2つの並列的な裁判制度を有している。一方は通常（世俗）裁判所であり、他方はイスラームの宗教裁判所であるシャリーア裁判所である。刑法や憲法、行政法、そして労働法は、通常裁判所だけの管轄下にある連邦法の例である。通常裁判所においてはムスリムと非ムスリムとの双方が主張を述べる権利を有する。親族や相続に関する事案では、シャリーア裁判所がムスリム同士の紛争を審理し、通常裁判所は非ムスリム同士の紛争を取り扱う。

親族に関する事案とは、婚姻、離婚、子の監護権、扶養、そして財産分与に関する紛争を含む。それがムスリムの配偶者同士の事案であるときは、カーディ（イスラーム法のムスリム裁判官）に率いられたシャリーア裁判所が、シャリーアおよび当該の州の州法に基づいてその事案を審理し、判断を下す。事案は、通常は、シャリーア治安判事裁判所（the Syariah

Magistrate Court) で開始され、両当事者はシャリーア弁護士によって代理される。シャリーア・セッションズ裁判所 (the Syariah Sessions Court) やシャリーア高等法院 (the Syariah High Court) への上訴が可能である。非ムスリムの配偶者については、その配偶者間の紛争は世俗法上の高等法院の家事部 (the Civil High Court (Family Division)) によって判断され、上訴は控訴院 (Court of Appeal) や、(許可 (Leave) を得ることにより) 連邦裁判所 (the Federal Court) に対して可能である。このように、ムスリムは、親族および相続に関する事案については、マレーシアの連邦裁判所に上訴する権利を有しない。それだけではなく、1988年の連邦憲法改正は、通常裁判所が担っていたシャリーア裁判所の判断に対する監督的役割を完全に廃止し、そしてそれ故に、シャリーアの守護者としての州議会の権限を強化した。このことは、マレーシアのムスリムが利用できる法的手段を減じてしまうが故に、彼らの権利に害をなすように見受けられる。

マレーシアでは、ムスリムと非ムスリムとの宗教を超えた婚姻は許されない。ムスリムとの婚姻を望む非ムスリムは、その婚姻を正式になす前にイスラームに改宗するよう、法によって要求される。しかし、非ムスリムと既に婚姻し、また既に子がある非ムスリムが何らかの意図があってイスラームに改宗する、ということとはしばしばある。改宗によって生じる法的な問題は、改宗に先立ってなされた世俗法上の婚姻を解消すべき裁判所の管轄についてである。すなわち、通常裁判所とシャリーア裁判所、どちらの裁判所が離婚や子の監護権、そして扶養について審理し、処理すべきか。このジレンマは、国を分断し、大論争を巻き起こしている。イスラームに改宗した配偶者は、自らに有利な判断を得るためにシャリーア裁判所を頼ることがままあり、非ムスリムの配偶者は世俗法上の婚姻から生まれた子の監護権を求めて世俗法上の高等法院に提訴する。多くの事例では2つの監護命令が存在するだろう。1つは、ムスリムに改宗した配偶者にシャリーアに基づいて監護権を与えるシャリーア裁判所の命令であり、もう1つは、LRAを適用することによって非ムスリムの配偶者に子を委ねる世俗法上の高等法院の命令である。異なる宗教に属する双方の配偶者は、相

反する監護命令を強制しようとするが、不首尾に終わるだろう。異なる裁判管轄を有するそれぞれの裁判所は、互いの命令を覆すことはできない。そうである以上、いずれの命令が優先するか、誰にもわからない。

イスラームに改宗した配偶者が、世俗法上の婚姻から生まれた子を一方的にイスラームに改宗するとき、事態はさらに複雑になる。異教徒によりイスラームへの改宗の成否にはシャリーア裁判所に管轄が認められると解されるが非ムスリムはシャリーア裁判所の管轄に服さないため訴訟参加ができず異教徒によるイスラームへの改宗の成否はシャリーア裁判所に管轄が認められると解されるが、非ムスリムはシャリーア裁判所の管轄に服さないため訴訟参加ができずジレンマに取り残されることとなる。そして1988年の憲法改正後、通常裁判所は改宗に関する問題に介入することに難色を示している。非ムスリムの配偶者は多くの場合には上訴したが、連邦裁判所による最終的な判断はまだ示されていない。

他のASEAN諸国に関する簡単な考察からは、通常裁判所とシャリーア裁判所とを分離した裁判管轄ルールが必要であることがわかる。タイとシンガポールには、ムスリム同士の事案については、シャリーアが支配し、シャリーア裁判所が判断することを要求する明確な法律があるが、その事案に非ムスリムの配偶者が関係するときは、通常裁判所が判断しなければならない。マレーシア連邦裁判所は、2016年のディーパ (Deepa) 事件における比較的新しい判断の中で、世俗法上の婚姻は通常裁判所によって解消されるべきであり、シャリーア裁判所は世俗法上の婚姻については何ら管轄権を有しない、と明言した。残された問題は、イスラームに改宗した配偶者が世俗法上の婚姻から生まれた子を一方的に改宗させることから生じる問題について、どちらの裁判所が裁判管轄を有するか、である。この点に関する私見では、現在効力を有する世俗法を適用すべきである。世俗法は、18歳未満の子の宗教を、その両親が改宗に同意しない限りは、出生時の宗教のままとするのであり、改宗により生じた問題に決着をつけるために裁判管轄権を通常裁判所に与えるだろう。というのは、子は世俗法上の婚姻から生まれたのであって、彼らに正しく適用されるべき法は世俗法であるのだから。

翻訳者：傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科研究生)

New ウズベキスタン便り



ウズベキスタンでみた競争

■ 白タクとの遭遇

著名な旅行誌であるLonely Planetには、'Every car is a potential taxi in Tashkent...'と書かれている。あまりに大げさだと思っていたが、これは全くの事実である。白タクばかりのタシケントのタクシー事情というのは、日本とあまりに違い、驚きに満ちている。

タシケントに降り立つ旅行者は、空港を出ると直ぐに、タクシーの客引きに出会うことになる。白タクの場合、距離以外にも、人数や荷物の量、天気、他の乗客がいるか等、価格を変動させる要素は数多い。現地の事情を知っているかも重要な要因になり得る。彼らは、割高なドルでの交渉に加え、現地通貨スムでの交渉でも、相場の2倍から10倍位は要求してくる。もっとも、ポツクリ価格がこの程度で済んでいるというのも、この国の興味深い所である。

私は、長々とやり取りをした結果、運転手達にカルテルを結ばれるという事態に遭遇した。供給過剰気味なのでカルテル破りが出ないかと期待したが、残念ながら彼らの結束は固かった。その逞しさには、感動するほかない。一方、交通量が多い市内であれば、価格は相応に低くなる。相場より高く提示された場合でも、運転手間の交渉が存在せず、次の乗客がいつ来るかもわからないからであろう。正規のタクシーでさえ白タク営業をするのだから、流しの白タク市場の競争は熾烈という他ない。

■ バザールでの交渉

中央アジアの醍醐味として、やはりバザールも欠かせない。有名なものでは、アライスキーやミラバッドが挙げられる。昨年、大幅な改修が行われたことから、随分と綺麗になっている。これらは、旅行客もよく来るバザールであり、店主達も外国人になれている。店主達は客引きにも熱心であり、中国語、韓国語で気を引こうとする者もいる。もちろん、外国人相手なので値段をつりあげてくるし、油断をすると腐りかけのものを入れたりもしてくる。中々に強かで、買主側の交渉技術も必要になるだろう。

ブハラやサマルカンドのバザールや土産物屋も、

中々に興味深い。ブハラでは、自分の店の商品を宣伝するのに、「only Bukhara、ないTashkent」との宣伝文句で鉢を売る店主がいた。あまりに語感が良く、確かにタシケントでも見たことが無い鉢だったため、一本購入してしまった。サマルカンドでは、店番の女の子が、「ちょっとお話しましょ」と日本語で話かけてきた。こちらは、タシケントでも購入できるものばかりだったので、残念ながら購入には至らなかった。このように、ブハラでも、サマルカンドでも、日本語での客引きを経験し、彼らの競争努力を目の当たりにした。しかし、現地大学やウズベキスタン日本人材開発センターといった諸機関の先生方の努力への想いが、それ以上に溢れてきた。これは、日本法教育研究センターに勤める者の職業病のようなものであろう。旅行者向けのバザール以外にも、上級者？向けのバザールが幾つも存在する。そこには、物見遊山では痛い目を見そうな熱気があふれている。用途・出所の解らない機械や、冷蔵されていない魚、家畜の鶏、ペットの犬や鳥といった動物まで、所せましと売られている。イメージとしてはフリーマーケットに近いが、どこか殺伐としており堪らなく面白い。経済を強く感じられる場所である。



中古品を扱うヤングアバッド・バザール（タシケント市）

名古屋大学 大学院法学研究科
(ウズベキスタン法学担当) 特任講師

伊藤 政也

■ ウズベキスタンとの関わり

最後は、日本とウズベキスタンとの関わりという大きな話を扱いたい。国家間の関係においても、ある意味で競争は存在している。はっきり言えば、日本にとって、ウズベキスタンという国は、数ある国の中の一つに過ぎない。同様に、ウズベキスタンにとっても、日本は数ある国の一つに過ぎないのである。当地では、中国や韓国の存在感が予想以上に大きく、その中で、我々がどのように存在をアピールしていくかが課題となる。関連して、日本とウズベキスタンの交流について、二つ事例を挙げたいと思う。

一つには、北海道の東川町の事例である。東川町は、ウズベキスタンの日本語学習者を積極的に受け入れており、タシケントでも非常に知られている。日本の地名で最も良く知られているのは名古屋だと信じているが、それ以外では、東京、京都、大阪、広島、長崎といった世界的に著名な地名に限られている。そのような中で、東川町という存在は、驚くほどの知名度を有している。これは、地方公共団体の国際競争戦略という点でも大変興味深い。

もう一つは、法整備支援という文脈での競争である。上述のように、ウズベキスタンにとって、日本語及び日本法という選択肢は、数ある外国語・外国法の中の一つでしかない。そして、日本とウズベキスタンの現状を考えれば、必ずしも魅力的なものでもない。しかし、弊センターの修了生達は、過酷な競争に晒されながらも、世界中で大変に活躍をしている。彼らの活躍は、ウズベキスタン国内においても、日本語及び日本法の魅力を高めるものである。更に、日本法分野の研究者が、自国の法をより強く意識するという点で、日本法自体の価値を高めていくものにもなり得るだろう。今は未だプロジェクトの趣旨通り、法整備支援という向きが強い状況だが、この地の日本法研究に触発される日が来るのも、そう遠くないことのように思っている。

■ 競争は続いていく

日本でもウズベキスタンでも、様々な競争が続けられている。日本法教育研究センターでも、教育を通じて、学生達に競争を強いている。一方で、学生に競争をさせる側でありながら、日本語や日本法を選んでもらうという点で、我々自身が競争をする側でもあることも忘れてはならない。私自身も、競争の結果、日本を遠く離れたウズベキスタンに行き着いた。他者に競争を強いておきながら、自らは競争をしないというのは許されないだろう。誰も彼も、今もこれからも、競争を続けていくほかないのである。

話は変わるが、先日、カリモフ大統領逝去に伴い、大統領選挙が行われた。四名の候補者が出馬し、ミルズィヤエフ新大統領が誕生した。これも一つの競争というべきであろう。



観光客向け商店街（ブハラ）



シャブバザール（サマルカンド）

Campus ASEAN 長期派遣 留学体験記



名古屋大学
法学部2回生
土井 紫

価値観を広げることを目的に、このプログラムに参加を決意した。私が滞在したベトナムは、日本といくらか似た過去を経ながら、さほど等しくもない現在を迎えている国の1つである。ここで過ごした半年間は目にするもの耳にするもの全て新しく、何を見ても何かを学ぶ実り多い時間であった。

■ 大学での学習

交換留学先のホーチミン市法科大学では、英語での法学習を専門とする現地学生と共に、英語での授業に出席した。これらのクラスでは主に国際的な商取引に関する法律を学び、成長著しい経済状況の下で現地学生がどのような視点から法を学んでいるのか、実際に内側から見て取ることが出来た。また、日本語での法学習を専門とするクラスでは、日本法の背景や日本の社会問題などを紹介していく中で、現地学生からベトナムの背景や課題を学んだ。2つの異なるクラスに関わることで、関心や科目の違いから社会の捉え方に違いが生まれていることを、同じ法学生から感じる事が出来た。これは、ますます法整備・法教育が必要とされていくベトナムの、未来の道筋を読み解く大きなヒントとなるものだと思う。

■ インターンとしての経験

学習と並行して長期のインターンシップが出来たことは、長期派遣ならではの利点であった。2つの事務所でインターンとして研修させて頂いた私の最初のインターン先は、日本資本100%の会計事務所だ。とはいえ会計だけではなく、企業のベトナム進出に係るあらゆる業務を代行するこの事務所では、法務から企業調査まで様々な過程を1つの流れとして学んだ。一方

で、次のインターン先は完全なローカルの法律事務所であり、ほぼ全員がベトナム人という環境だ。英語でのコミュニケーションに苦しみつつも、ベトナムならではの法的サービスの手法を体感することが出来た。双方を通して痛感したことは、成長を続ける市場と、刻々と変わっていく社会と需要に追いつかない情報量との不均衡さである。こうした課題を解決するべく続けられる、様々な取り組みも目にした。やはり経済成長の光と影を知るためにも、現場を見ることは大きな糧となったと感じている。

■ この土地に暮らして

母語の通じない不慣れな環境での生活は易しいものではない。しかし、言語や様々な食べ物・文化・施設などを丁寧に教えてくれる先生や友人たちの助けを得て、地元へ溶け込んだ生活を送ることが出来た。また、日本領事やベトナムと親交厚いキューバ大使と話をする機会にも恵まれた。そうして半年間を過ごして学んだことは、成長を目指す豊かさの不確かさと、国籍や文化・母語などによって人を区別することの無意味さである。日本よりは確かに低い所得水準であるが、自分が進出すると想定してみても、人々が生活に不足している様子は感じられなかった。また、言葉や価値観が違っても、血の流れた同じ人間であるからこそその共感はある普遍的なものだった。

今私は、自分の価値観が確かに広がったことを実感し、これら全ての経験に例え様のない感謝を抱いている。



日本語指導

センター長便り

他流試合で「道場破り」 — 自己流「欧米との英語での学問的つきあい」

名古屋大学 法政国際協力研究 センター長
小畑 郁

私は専門が国際法ですので、国際学会とのつきあひも深く、昨年12月には、イタリアのフィレンツェで開かれた「国際法における個人の責任に関するグローバル・セミナー」に参加し、研究発表をするとともに議論にも参加してきました。

こうしたセミナーでは、当然のように英語が作業言語で、私にはハンディがあります。いわば、最初から、英語（ないしそれに近い西欧語）で蓄積されてきた議論の土俵にのっかるしかないのです。他方、私が踏まえている国際法学の（そしてその背景としての社会科学の）議論の根幹の部分は、日本において日本語で培われてきたものにほかなりません。そうした人間が、こうしたセミナーでどのように話すべきでしょうか。

一つには、自らの役割を限定し、日本語でしか提供されていない法情報を英語で紹介するということでしょう。しかし、このような情報を、英語で正確に提供するということが、どれほど可能なのか、という原理的問題も考えてみる必要があります。もし、こうした学説等が英語でまだ十分に提供されていない特殊日本の文脈でのみその意義が理解できるものであるとするならば、短時間の発表や短い文章では、紹介しようとする学説の意義を説明することは難しくなります。いきおい、英語での既存の日本の文脈紹介にうまくフィットした情報にウェイトがおかれるでしょう。

もう一つには、いわばオリエンタリズム的対応です。



フィレンツェの有名なベッキオ橋

アジアないし日本の文化や伝統に基づく反普遍主義を掲げ、そうした主張に十分顧慮してこなかった欧米の議論を断罪するというわけです。これは、実のところ、西洋の東洋に対するステレオタイプの理解に媚びたやり方にはほかなりません。



セミナーの会議場

私は、近代日本が日本語で蓄積してきた人文・社会「知」にもっと自信をもってよいと、まずは考えます。それは、西欧近代の鬼子としての国家・社会を背景とし、普遍主義的言説の支配する世界において、不可視の欧米中心主義に挑み続けた歴史の所産だからです。

ですから私は、フィレンツェでのセミナーで、あえてヨーロッパの国際法学者、フェアドロス（オーストリア、1890-1980）、セル（フランス、1878-1961）、カール・シュミット（ドイツ、1888-1985）をとりあげ、個人の国際法主体論について考慮すべき要因は何かを議論しました。もちろん、既存の日本語で書かれた文献に、とりわけ私にとっては大先生の田畑茂二郎（京都大学教授、1911-2001）の議論に大幅に依拠しています。

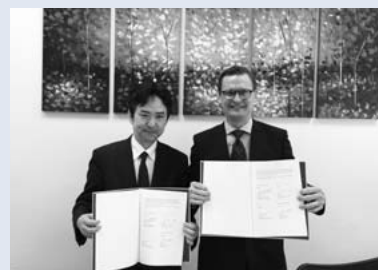
こうしたやり方に、欧米に媚びたところが一点もないかと言われれば、そうではないでしょう。しかしあえてかっこよくいえば、他流試合を受けて立って、道場破りを試みたわけです。道場破りが成功したかどうかは怪しいですが、私の耳には、田畑大先生が東京に「下る」ときに口ずさんでいたという、「王将」の一節をもじって、「あ～すは、ヨーロッパに出て行くからは～」というメロディーが流れていました。



朝食会場。フィレンツェ郊外のパリ大学の施設 Villa Finalyにて

シンガポール国立大学との学術交流協定締結

アジア各国には、CALEと使命を同じくするセンターがいくつか設立されており、2017年2月13日、シンガポール国立大学アジア法研究センター（CALS）およびCALEは、学術交流協定を締結した。CALSは、2012年、シンガポール国立大学法学部内のセンターとして設立され、アジアを取り巻く法・司法改革の研究を行ってきた。これまで、法学研究科およびCALEとは、研究者同士の交流はさかに行われてきたが、組織として、特に海外拠点を活用した共同研究等を通じた研究・教育交流を発展させるため、学術交流協定を締結した。CALEと使命を同じくするセンターとしては、ソウル大学にもアジア太平洋法研究所が設立されており、前号に記事を掲載した通り、2016年4月に同研究所と学術交流協定を締結した。アジアトップ大学の研究機関と連携することにより、世界有数のアジア法研究を遂行できることを期待している。



左：小畑CALEセンター長、
右：プチュニアックCALSセンター長

「大学の世界展開力強化事業(ASEANとの大学間交流)」採択

法学研究科およびCALEは、経済学研究科等と連携して文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に“ASEANと日本を繋ぐ「グローバル・ソフトインフラ基礎人材」育成プログラム”を申請し、2016年9月より採択された。本プログラムは、ASEAN共同体形成など、経済統合が進む中、国境を跨ぐ諸問題を協働で解決するために、経営・経済・法・政治・環境・農業・高等数学の専門基礎力を備えたグローバル人材を養成することを目的としている。法学研究科およびCALEは、ASEANの中でも、ミャンマー・ヤンゴン大学法学部およびラオス国立大学法律政治学部をカウンターパートとし、日本からの短期派遣、日本への長期留学を予定している。2017年3月には、ミャンマー・ラオスに6名の学生を派遣し、裁判所、国会等法律関係機関を訪問するとともに、ミャンマー・ラオスの学生と互いの国の法律問題について議論する機会を得た。



ラオス最高裁判所訪問
(修了生ポムスワン氏とともに)

名古屋大学特定基金「アジア法律家育成支援事業」の設立と御支援のお願い

1 経緯と趣旨

当法学研究科および法政国際教育協力研究センターは、1990年代初頭からアジア法整備支援事業を行って参りました。この度、長年の実績が評価されて「アジア法交流館」が落成したことを記念し、今後も継続的に研究と教育の両輪で法整備支援事業を展開することを目指して、名古屋大学特定基金「アジア法律家育成支援事業」を設立しました。

本事業は、名古屋大学全体でその充実に取り組んでいる「名古屋大学基金」の関連事業の中で、支援目的を特定してご寄附をいただく「特定基金」の対象事業という位置づけになります。

皆様の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 ご寄附の申込み方法等

名古屋大学基金では以下の方法でインターネットからのご寄附を受け付けています。

- ◆クレジットカード決済
- ◆インターネットバンキング決済(ペイジー)
- ◆ATM決済(ペイジー)
- ◆コンビニ決済(番号方式 / 払込票方式)

いずれの場合も、寄附目的は“特定基金を支援”、寄附の用途は“アジア法律家育成支援事業”をご指定願います。

- ◆銀行・郵便局で振込用紙による方法

基金事務局まで電話またはEメールにてご連絡ください。振込用紙を送付させていただきます。

詳しくは、名古屋大学特定基金「アジア法律家育成支援事業」のサイト (<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/kikin/>) をご参照ください。

(問合せ先)
名古屋大学総務部広報渉外課(基金事務局)
電話：052-789-4993
Eメール：kikin@adm.nagoya-u.ac.jp

行事(2016年10月～2017年3月) ※抜粋

国内開催

2016年

11月12日(土)	名古屋大学グローバル・ビジネス・フォーラム 「現場ビジネスを踏まえキャリアデザインイメージを描く」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【参加者】約130名
11月21日(月) ～12月1日(木)	ベトナム司法省研修 於：名古屋大学・アジア法交流館、法テラス愛知、名古屋地方裁判所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所(名古屋・東京)、愛知紛争解決センター、笠松刑務所、法務省、日本弁護士連合会	【研修員】11名
12月3日(土)	法整備支援シンポジウム (連携企画「アジアのための国際協力in法分野2016」) 於：慶応義塾大学三田キャンパス	【参加者】約60名
12月18日(日)	2016年度「法整備支援の研修」全体会議 於：名古屋大学・アジア法交流館	【参加者】約60名
1月21日(土)～ 22日(日)	ベトナム前司法大臣Ha Hung Cuong(ハー・フン・クオン)来訪 於：名古屋大学・アジア法交流館	
2月3日(金)	AALCO事務局長来訪 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】約15名
2月6日(月)～ 2月7日(火)	外国法制研究国際会議 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階会議室1	【参加者】約52名
2月16日(木)	インドネシア法整備支援第4回本邦研修 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【研修員】16名
2月28日(火)	キャンパスアセアンフォーラム「ASEAN共同体形成と法学教育の課題」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【参加者】70名
海外開催		
2月18日(土)	第9回カンボジア比較法学会 於：王立法経大学(カンボジア・プノンペン)	【参加者】約80名
3月20日(月)	名古屋大学日本法教育研究センター10周年記念事業 「モンゴルにおける日本語による日本法教育の成果と展望」 於：モンゴル国立大学法学部	【参加者】約75名

CALE外国人研究員紹介

スブラマニラム モガナ スンタリ (Subramaniam Mogana Sunthari) 先生



マレーシア・マラヤ大学法学部
上級講師

受入期間：
2016年10月13日～
2016年12月28日(3ヵ月)

研究課題：
Judicial Dilemma: Secular
or Syariah For Inter-Faith
Family Disputes in Malaysia

スリスティアワティ リンダ ヤンティ (Sulistiwati Linda Yanti) 先生



インドネシア・ガジャマダ大学
講師(元法学部副学部長)

受入期間：
2017年3月1日～
2017年5月31日(3ヵ月)

研究課題：
Climate Change
Negotiations: Challenges
and Opportunities for OPEC

CALE人事

【採用】

事務補佐員 神田美幸 (2016年12月16日)
特任講師 浜元聡子 (2017年2月1日)
(ラオス・日本法教育研究センター勤務)

【退職】

特任講師 宮島良子 (2017年3月31日)

【配置換え】

インドネシア日本法教育研究センターからCALEへ
特任講師 新地真之 (2017年3月24日)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「Bitexco Financial Tower」 (ベトナム・ホーチミン)

【土井紫(名古屋大学法学部2年生)】撮影

ホーチミン市の中心・1区にそびえる地上68階の超高層ビル。2010年に完成して以来、ベトナム最大の経済都市ホーチミン市で最高層を誇り、急激な経済成長の牙城ともいえる。外観はベトナム国花である蓮の花の蕾を模している。内部には商業施設、オフィスなどの他に展望デッキがあり、連日多くの観光客が訪れる。展望デッキでは、ホーチミン市の歴史や伝統衣装アオザイについて学ぶことも出来る。

